

奈良県社会教育センター条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十五号）第十一条第二項に規定する奈良県社会教育センターの研修施設の利用料金の額で平成二十六年四月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

平成二十六年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

施設名	利 用 料 金					
	午前 （午前九時から正午まで）	午後 （午後一時から午後五時まで）	午前・午後 （午前九時から午後五時まで）	夜間 （午後六時から午後九時まで）	午後・夜間 （午後一時から午後九時まで）	全日 （午前九時から午後九時まで）
大研修室	四、五二〇円	六、二七〇円	一〇、六九〇円	四、五二〇円	一〇、六九〇円	一三、七八〇円
中研修室A	一、九五〇円	二、四六〇円	四、三二〇円	一、九五〇円	四、三二〇円	五、四五〇円
中研修室B	一、九五〇円	二、四六〇円	四、三二〇円	一、九五〇円	四、三二〇円	五、四五〇円
小研修室A	一、一三〇円	一、三三〇円	二、三六〇円	一、一三〇円	二、三六〇円	二、五七〇円
小研修室B	一、一三〇円	一、三三〇円	二、三六〇円	一、一三〇円	二、三六〇円	二、五七〇円

多目的 ホール (体育館)	調理研修室	工作研修室	美術研修室	音楽研修室	和室	視聴覚室	スタジオ	会議室
○円 五、五五	○円 二、三六	○円 二、四六	○円 二、一六	○円 一、九五	○円 二、二六	○円 五、二四	○円 二、六七	○円 一、九五
○円 七、四〇	○円 二、九八	○円 三、〇八	○円 二、七七	○円 二、四六	○円 二、八八	○円 六、九九	○円 三、七〇	○円 二、四六
五〇円 一二、八	○円 五、二四	○円 五、四五	○円 四、八三	○円 四、三二	○円 五、〇四	三〇円 一二、一	○円 六、二七	○円 四、三二
○円 五、五五	○円 二、三六	○円 二、四六	○円 二、一六	○円 一、九五	○円 二、二六	○円 五、二四	○円 二、六七	○円 一、九五
五〇円 一二、八	○円 五、二四	○円 五、四五	○円 四、八三	○円 四、三二	○円 五、〇四	三〇円 一二、一	○円 六、二七	○円 四、三二
五〇円 一六、三	○円 六、九九	○円 七、三〇	○円 六、三七	○円 五、四五	○円 六、〇六	三〇円 一五、七	○円 八、二二	○円 五、四五